

## 事前質問Q & A

- Q 1 介護予防事業が、市の総合事業の1つとして移行されるので、介護保険以前のよう  
に実績報告等を行う（提出・発表）しなくてはならなくなるか？
- A 柳川市の見解としては、総合事業移行後も”委託”で実施する際には受託事業所か  
らの実績等の提出を求めていく方針です。
- Q 2 他市からの利用者様は、今後もそのままご利用できるのでしょうか？  
請求方法はどう変わるのでしょうか？
- A 介護予防訪問、介護予防通所は総合事業へ移行します。要支援認定者であれば、他  
市の方でも引き続き利用できます。  
ただし、事業所指定の要件がありますので資料1 請求コードフローチャート(P23)、  
資料3 (3) サービス提供と利用料支払、(4) 事業費の請求 (P3~P5) をご参照く  
ださい。
- Q 3 プログラムは事業所に一任するのか？
- A 現行相当サービス（訪問・通所）であれば、現行の予防給付サービスと同じ内容で  
す。緩和型サービスについては、訪問は委託のみとなっており、サービス内容は市  
が指定します。通所は、今後整備を検討していきます。
- Q 4 スケジュールは事業所に一任するのか？
- A Q 3回答と同じ。
- Q 5 送迎はしなくていいのか？
- A 現行相当サービス（訪問・通所）であれば、現行の予防給付サービスと同じ内容で  
す。緩和型サービスの通所は、今後整備を検討していきます。
- Q 6 総合事業の人員は通所介護職員でいいのか？
- A 福岡県介護保険広域連合におけるサービスの基準（参考）をご参考ください。
- Q 7 午前・午後 二単位で行う場合、従業者は同じ人でもいいのか？
- A はい。可能です。
- Q 8 別保険者の方も受入れ可能なのか？
- A Q 2回答と同じです。

Q9 報酬は要支援者1・2ともに同額なのか？

A 現行相当サービスであれば予防給付単価と同じになります。緩和型や他の総合事業サービスは実施する市町村により報酬額が変わることがあります。

Q10 サービス提供者 主に雇用労働者＋ボランティアとは？

A 緩和型については、福岡県介護保険広域連合におけるサービスの基準（参考）のとおり、有資格者でなく、一定の研修を受けた者での実施が可能されています。この研修を受けたものを新たに雇用するか、ボランティアとして登録しての活用も可能です。

Q11 入浴・排泄・食事等の介助を行わないこととするのか？

A 現行相当サービスでは予防給付と同等のサービスを提供することになります。緩和型や他のサービスについては、実施市町村で設定がされることになります。